

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和七年九月二日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年六月二十三日奈良県指令建第一一四―一三八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年八月二十二日中土第七七―一二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

高市郡高取町大字観覚寺一二六八番一及び一二六九番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高市郡高取町大字観覚寺一三八二

社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会 理事長 山岡亨